

## 地域自主戦略交付金交付要綱

〔 自然環境整備に関する事業  
環境保全施設整備に関する事業  
生物多様性保全回復整備に関する事業 〕

平成24年4月

環 境 省

地域自主戦略交付金交付要綱（自然環境整備に関する事業、環境保全施設整備に関する事業、生物多様性保全回復整備に関する事業）

目 次

第1条	通則	1
第2条	交付の目的	1
第3条	交付対象事業	1
第4条	交付対象	1
第5条	交付金事業者	1
第6条	事業費の算定基準	2
第7条	交付額の算出方法	2
第8条	交付申請手続	2
第9条	変更交付申請手続	2
第10条	交付決定	3
第11条	申請の取下げ	3
第12条	状況報告	3
第13条	事業の中止又は廃止	3
第14条	事業遅延の届出	3
第15条	実績報告	3
第16条	交付金の額の確定	3
第17条	交付決定の取消	4
第18条	財産の管理	4
第19条	財産の処分の制限	4
第20条	交付金調書	4
第21条	その他	4

## 第1条 通則

地域自主戦略交付金制度要綱に基づく地域自主戦略交付金（以下「交付金」という。）の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号、以下「適化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号、以下「適化法施行令」という。）及びその他の法令のほか、この交付要綱に定めるところによるものとする。

## 第2条 交付の目的

この交付金は、自然環境整備、環境保全施設整備及び生物多様性保全回復整備に関する事業に対し、必要な経費を国が支援することにより、事業の推進を図ることを目的とする。

## 第3条 交付対象事業

この交付金は、次の各号に掲げる事業を交付対象とする。

- 一 自然環境整備に関する事業（国定公園等整備事業）  
国定公園、国指定鳥獣保護区又は長距離自然歩道において行われる別紙1に定める整備事業
- 二 環境保全施設整備に関する事業（動物収容・譲渡対策施設整備事業）  
家庭用動物又は展示動物として適性があると認められる犬及び猫について、可能な限り生存の機会を与えるための動物収容・譲渡対策施設の整備事業
- 三 生物多様性保全回復整備に関する事業（生物多様性保全回復整備事業）  
生物多様性の保全上重要と認められる地域における、生物多様性の保全・回復を図るための別紙2に定める整備事業

## 第4条 交付対象

この交付金の交付対象は、都道府県及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の十九第一項の指定都市（以下「地方公共団体」という。）とする。ただし、自然環境整備に関する事業及び生物多様性保全回復整備に関する事業においては、交付対象を都道府県とする。

## 第5条 交付金事業者

この交付金は、次の各号に掲げる者を交付金事業者とする。

- 一 自然環境整備に関する事業（国定公園等整備事業）  
この交付金の交付を受けて交付対象事業を実施する都道府県及び都道府県からその経費の補助を受けて交付対象事業を実施する市町村
- 二 環境保全施設整備に関する事業（動物収容・譲渡対策施設整備事業）  
この交付金の交付を受けて交付対象事業を実施する地方公共団体
- 三 生物多様性保全回復整備に関する事業（生物多様性保全回復整備事業）  
この交付金の交付を受けて交付対象事業を実施する都道府県

## 第6条 事業費の算定基準

この交付金の交付対象事業費の区分及び各費目の内容は、別表を適用する。ただし、当該区分に係る実支出額が別表の算定基準による算定額より少ないときはその額とする。

なお、次の各号に掲げる工事の工事費については、別表の交付対象事業費の区分、算定基準及び内容によらないことができるものとする。

- 一 鋼材、大断面集成材等を用いた大型工作物の新設等、部材の工場製作を主体とする工事
- 二 自然エネルギー発電設備、電気通信線路埋設等、電気設備の新設、改設等を主体とする工事
- 三 給水設備、汚水浄化処理設備等、機械設備の新設、改設等を主体とする工事
- 四 動物収容・譲渡対策施設、休憩所、公衆トイレ等の建物の新設、増改築、大規模修繕等の建築を主体とする工事
- 五 その他、別表に定める算定基準によることが、著しく不相当又は困難であると認められるもの

## 第7条 交付額の算出方法

- 1 この交付金の交付額は、前条により算出された事業費について、国定公園等整備事業にあつては100分の45を乗じて算出した額並びに動物収容・譲渡対策施設整備事業及び生物多様性保全回復整備事業にあつては2分の1を乗じて算出した額を合計した額を超えないものとする。
- 2 この交付金の交付後、交付対象事業の進捗の状況に変更があつた場合、交付金の交付の目的に反しない限り、当該年度に交付されるべき金額と交付された金額との差額については、次年度の交付額の算定において調整することができる。ただし、当該年度に交付された交付金の額が、当該年度における変更された執行予定事業費を超えない場合に限る。  
なお、動物収容・譲渡対策施設整備事業においては、これを適用しない。
- 3 前項の規定による調整は、次年度の交付額から差額を控除することにより行う。

## 第8条 交付申請手続

この交付金の交付の申請は、様式1による交付金交付申請書を、別途指示する期日までに環境大臣に提出しなければならない。

## 第9条 変更交付申請手続

地方公共団体は、この交付金の交付決定後の事情の変更により交付額の変更を行う必要がある場合には、速やかに様式2による変更交付申請書を環境大臣に提出しなければならない。

## 第10条 交付決定

環境大臣は、第8条の規定による交付申請書及び第9条の規定による変更交付申請書の提出があったときは、審査のうえ、交付決定を行い、交付決定通知書を地方公共団体に送付するものとする。なお、環境大臣は、交付申請書及び変更交付申請書を受理した日から起算して、原則として30日以内に交付の決定を行うものとする。

## 第11条 申請の取下げ

地方公共団体は、交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があり、交付金の交付申請を取り下げようとするときは、交付決定通知書において環境大臣が定めた期日までに、その理由を付した書面をもって、環境大臣に申し出なければならない。

## 第12条 状況報告

地方公共団体は、工事及び調査経過等事業の毎月の遂行状況について、環境大臣の要求があったときは、様式3による状況報告書を提出しなければならない。

## 第13条 事業の中止又は廃止

地方公共団体は、交付対象事業を中止し又は廃止する場合には、様式4による申請書を環境大臣に提出して承認を受けなければならない。

## 第14条 事業遅延の届出

地方公共団体は、交付対象事業が予定の期間内に完了しない場合においては、様式5により速やかに環境大臣に報告してその指示を受けなければならない。

ただし、変更後の完了予定期日が当該年度を超えない場合で、かつ当初の完了予定期日（交付金の繰越があった場合は当該繰り越しを伴う変更により定められた完了予定期日とする。）後2ヶ月以内である場合は、この限りではない。

## 第15条 実績報告

この交付金の事業実績報告は、事業が完了した日（第13条により交付対象事業の中止又は廃止について環境大臣の承認を受けた場合は、当該承認を受けた日）から起算して30日を経過した日又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに様式6による事業実績報告書を環境大臣に提出するものとする。

## 第16条 交付金の額の確定

環境大臣は、第15条の実績報告書を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る交付対象事業の成果が交付金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき交付金の額を確定し、地方公共団体に通知する。

## 第17条 交付決定の取消

- 1 環境大臣は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
  - 一 地方公共団体が適化法及び適化法施行令その他の法令又は本要綱に基づく環境大臣の処分若しくは指示に違反した場合
  - 二 地方公共団体が、交付金を交付対象事業以外の用途に使用した場合
  - 三 地方公共団体が、交付対象事業に関して不正、怠慢その他不適切な行為をした場合
- 2 環境大臣は、前項の規定による交付決定の取り消しをした場合において、その取り消しに係る部分に関し、すでに交付金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

## 第18条 財産の管理

地方公共団体は、交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって当該財産の適正なる維持管理をするとともにその効率的な運営を図らなければならない。

## 第19条 財産の処分の制限

- 1 取得財産のうち、適化法施行令第13条第4号及び第5号の規定に基づき環境大臣が定める処分を制限する財産は、交付金対象事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物、並びに交付対象事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具、備品及びその他重要な財産とする。
- 2 適化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める期間とする。
- 3 地方公共団体は、前項の期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準（平成20年5月15日付け環境会発第080515002号）に基づく承認を受けることなしに、この交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。

## 第20条 交付金調書

地方公共団体は、交付対象事業に係る歳入及び歳出を明らかにした様式7による「交付金調書」を作成し、当該歳入及び歳出について、証拠書類を整理し、かつ、当該交付金調書及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておかなければならない。

## 第21条 その他

特別の事情によりこの交付要綱に定める算定方法、手続等によることができない場合には、あらかじめ環境大臣の承認を受けて、その定めるところによるものとする。

## 別紙1

### 交付対象事業

#### 1 都道府県が行う次の事業

- 一 国定公園において行われる次に掲げる施設に関する公園事業
  - イ 道路（車道）  
自然公園を利用する不特定多数の者（以下「公園利用者」という。）の自動車利用の用に供される道路をいう。
  - ロ 道路（自転車道）  
公園利用者の自転車利用の用に供される道路をいう。
  - ハ 道路（歩道）  
公園利用者の徒歩利用の用に供される道路をいう。
  - ニ 橋  
河川、湖沼等の水面、低地又は他の交通路の上に架設して公園利用者の通路とされるものをいう。
  - ホ 広場  
乗降地又は利用中心地に公園利用者の離合集散の利便を図るために設けられる施設であって、一定の土地の広がりをもつものをいう。
  - ヘ 園地  
公園利用者の散策、水遊び、ピクニック、デイキャンプ、風景鑑賞、自然観察等自然との積極的なふれあいを図るために設けられる施設（園路、芝生地等）であって、一定の土地の広がりをもつものをいう。
  - ト 避難小屋  
公園利用者が山岳等において、一時難を避けるために設けられる施設をいう。
  - チ 休憩所  
公園利用者の休憩又は飲食の用に供される施設（主に休憩舎等の建築物をもつもの）をいう。
  - リ 野営場  
公園利用者の野営の用に供される施設（テントサイト及びこれに併設される簡易な宿泊施設等）をいう。
  - ヌ 駐車場  
公園利用者の運送の用に供される乗用車、バス等を一時駐車させるために設けられる一定の土地の広がりをもつ施設をいう。
  - ル 棧橋  
公園利用者の用に供される旅客船を係留するために設けられる施設（棧橋、浮棧橋、岸壁、物揚場等）をいう。
  - ヲ 給水施設  
公園利用者に飲料水等を供給するために設けられる施設（取水井、貯水池、給水管等）をいう。
  - ワ 排水施設  
集団施設地区等の施設地又は公園利用者の集中する地区において雨水又は汚

水を適切に処理し環境衛生上良好な状態に保つために設けられる排水管、浸透池、浄化施設等の施設をいう。

カ 公衆便所

公園利用者の用に供される便所をいう。

コ 博物展示施設

主としてその公園の地形、地質、動物、植物、歴史等に関し、公園利用者が容易に理解できるよう、解説活動及び模型、写真、図表等の展示施設を用いた展示を行うために設けられる施設（ビジターセンター及びこれに併設される自然研究路、解説施設、解説員研修施設等）をいう。

ク 植生復元施設

植生を復元するために設けられる施設及び植生の復元地をいう。

ク 動物繁殖施設

公園内に生息する野生の昆虫類、魚類、鳥類、哺乳類等の動物の繁殖を図るために設けられる施設（ふ化場、養魚池、給餌施設等）をいう。

コ 砂防施設

公園内の特定の景観又は利用施設を山崩れ、地すべり、土砂流出、水害等から守るために設けられる施設をいう。

ク 防火施設

森林又は利用施設を火災から守るために設けられる施設（望ろう、防火用水施設、消火施設、防火帯等）をいう。

ケ 自然再生施設

損なわれた自然環境について、当該自然環境への負荷を低減するための施設及び良好な自然環境を創出するための施設が一体的に整備されるものをいう（自然再生の対象地を含む。）。

カ 上記イからネに係る付帯施設

二 国定公園において行われる生態系維持回復事業

三 国指定鳥獣保護区（国立公園及び国定公園の区域外に限る。）において行われる自然再生施設の整備事業であって、平成18年度以前からの継続事業であるもの

四 環境省自然環境局長の定める長距離自然歩道整備計画（平成15年3月31日以前に環境大臣が定めたものを含む。）に基づく、国立公園及び国定公園の区域外における整備事業

2 市町村が行う前項各号の事業に対し都道府県が補助する事業



## 別紙2

### 交付対象事業

我が国の生物多様性の保全上重要と認められる地域<sup>1</sup>と生態学的に密接な関連を有し<sup>2</sup>、かつ、都道府県知事が、生態系の保全・回復を図る地域として、あらかじめ公示した地域（ただし、国立公園、国定公園、国指定鳥獣保護区、原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域を除く。）における、生態系の保全・回復を図るための施設又は生物の生息空間の整備に関する事業であって、次のすべての要件に該当するものとする。

- 1 関係住民、学識経験者、関係行政機関等からなる協議会を組織するなど、関係者間の連絡調整を行うとともに、科学的知見に基づき、透明性を確保しつつ、事前に環境への影響に関する調査を実施し、生態系の保全・回復の状況を監視する順応的な方法により、事業を実施する体制が確保されていること。
- 2 事業終了後の一定期間について、当該地域の自然環境の特性に応じたモニタリングの実施とその公表が可能な体制が確保されていること。
  - 1 法令に基づく保護区（自然公園法に基づく国立公園及び国定公園、鳥獣保護法に基づく国指定鳥獣保護区、自然環境保全法に基づく原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域、種の保存法に基づく生息地等保護区）、国際連合教育科学文化機関（ユネスコ）の定める生物圏保存地域又は環境省の選定する重要湿地若しくは特定植物群落等
  - 2 生物の移動その他の有機的なつながりを有する地域等

別表

1区分	2費目	3細目	4細分	5算定基準	6内容																									
工事費					「工事費」とは工事費、測量設計費、用地費及び補償費、機械器具費、営繕費並びにこれらに対応する消費税等相当額の合計額をいう。																									
	本工事費			自然公園工事(造園・土木工事)については「自然公園等工事積算基準(自然公園編)(平成16年3月17日付環自整発第04317001号)」を、建築工事及び電気設備工事、機械設備工事については「官庁営繕関係統一基準(国土交通省)」を適用する。 ただし、同基準によることが著しく不適当又は困難であると認められるものについては、実情に即して別途基準により算出することを妨げないものとする。	「本工事費」とは事業の主体をなす施設の工事(工事に必要な準備工を含む。)及び本工事に伴う附帯工事(附帯工事に必要な準備工を含む。)の施工に必要な経費をいう。																									
	測量設計費			直接必要とする額	「測量設計費」とは交付金事業者が工事を施工するために必要な調査、測量、設計及び試験に要する経費をいう。 交付金事業者が直接、調査、測量、設計及び試験を行う場合において、これに要する材料費、労務費、労務者保険料等の費用をいい、請負又は委託により調査、測量、設計及び試験を施行する場合においては請負費又は委託料の費用をいう。																									
	用地費及び補償費			直接必要とする額	「用地費及び補償費」とは交付対象事業に必要な最小限度の用地の取得に要する費用及び工事の施工によって生じた土地、家屋若しくは立木その他の財産権の侵害による損失又は物件の移転に伴う損失等に要する補償のための費用(補償金にかえ、直接施工する補償工事に要する費用を含む。)																									
	機械器具費			直接必要とする額	「機械器具費」とは、交付金事業者が直営により工事を施工する場合において工事施工に直接必要な土工用、建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。ただし、当該機械器具が工事期間を超えて使用できるものは損料とし、購入費には算入しないものとする。																									
	営繕費			直接必要とする額	「営繕費」とは、交付金事業者が工事施工に当たって工事期間中のみ必要な現場事務所、見張所、倉庫、仮設宿舍等の損料、移転料及び修繕料をいい、大規模工事又は工事現場が遠隔地等の理由で交付金事業者が工事施工を監督するため、これらの施設を特に必要とする場合に限るものとする。																									
	消費税相当額				本工事費、附帯工事費、測量設計費、用地費及び補償費、機械器具費、及び営繕費にかかる消費税及び地方消費税相当額の合計額とする。																									
事務費	旅費 庁費			事業費を次に掲げる額に区分してそれぞれの率を乗じて得た額の合計額の範囲内とする。	「事務費」とは、交付金事業者が事業実施に伴う事務処理に直接必要とする旅費、庁費及び工事現場事務所又は出先機関において必要とする旅費、庁費、並びに、これらにかかる消費税相当額の合計額をいい、庁費とは需用費(消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕費、食糧費)、役務費(通信運搬費、手数料)、賃金、共済費、委託料、使用料及賃借料、備品購入費等をいう。																									
						<table border="1"> <thead> <tr> <th>号</th> <th>区 分</th> <th>率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>3,000万円以下の金額に対して</td> <td>7.0%</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>3,000万円を超え 5,000万円以下の金額に対して</td> <td>6.5%</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>5,000万円を超え 1億円以下の金額に対して</td> <td>5.5%</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>1億円を超え 3億円以下の金額に対して</td> <td>4.5%</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>3億円を超え 5億円以下の金額に対して</td> <td>3.5%</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>5億円を超え10億円以下の金額に対して</td> <td>2.5%</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>10億円を超え20億円以下の金額に対して</td> <td>2.0%</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>20億円を超え30億円以下の金額に対して</td> <td>1.0%</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>30億円を超える金額に対して</td> <td>0.5%</td> </tr> </tbody> </table>	号	区 分	率	1	3,000万円以下の金額に対して	7.0%	2	3,000万円を超え 5,000万円以下の金額に対して	6.5%	3	5,000万円を超え 1億円以下の金額に対して	5.5%	4	1億円を超え 3億円以下の金額に対して	4.5%	5	3億円を超え 5億円以下の金額に対して	3.5%	6	5億円を超え10億円以下の金額に対して	2.5%	7	10億円を超え20億円以下の金額に対して	2.0%
号	区 分	率																												
1	3,000万円以下の金額に対して	7.0%																												
2	3,000万円を超え 5,000万円以下の金額に対して	6.5%																												
3	5,000万円を超え 1億円以下の金額に対して	5.5%																												
4	1億円を超え 3億円以下の金額に対して	4.5%																												
5	3億円を超え 5億円以下の金額に対して	3.5%																												
6	5億円を超え10億円以下の金額に対して	2.5%																												
7	10億円を超え20億円以下の金額に対して	2.0%																												
8	20億円を超え30億円以下の金額に対して	1.0%																												
9	30億円を超える金額に対して	0.5%																												

(様式1) 交付申請書

文 書 番 号  
平成 年 月 日

環境大臣 殿

都道府県知事  
指定都市長

平成 年度地域自主戦略交付金の交付申請について

標記交付金の交付を受けたいので、地域自主戦略交付金交付要綱第8条の規定により関係書類を添え申請します。

1 交付金申請額

(単位:円)

区分	交付申請額	備考
1. 国定公園等整備事業		
2. 動物収容・譲渡対策 施設整備事業		
3. 生物多様性保全回復 整備事業		
合計		

2 事業完了予定期日  
平成 年 月 日

3 交付金所要額調書(別紙(1)のとおり)

4 事業費内訳総括表(別紙(2)のとおり)

5 事務費内訳(別紙(3)のとおり)

6 歳入歳出予算書(見込書)抜粋(別紙(4)のとおり)

7 その他添付書類※

※生物多様性保全回復整備事業について、初年度、交付申請を行う場合にあつては、交付要綱別紙2 交付対象事業に規定されている以下の資料を添付すること。

①都道府県知事が、生態系の保全・回復を図る地域として、あらかじめ公示した地域の公示資料。

②1及び2に掲げる要件に該当することを示す資料。

別紙(1)

## 交 付 金 所 要 額 調 書

都道府県・指定都市名:

(単位:円)

区分			事業費	寄付金その他の収入額等	交付対象事業費	交付率 (D)	交付金交付額 (E)	前年度における年度間調整額(国費) (F)	調整後の交付金交付額	備考
			(A)	(B)	(C) 【A-B】				(G) 【E-F】	
1. 国定公園等整備事業	事業実施計画					45/100				
	交付申請	今回申請								
		既交付決定 増減								
2. 動物収容・譲渡対策施設整備事業	事業実施計画					1/2		/	/	
	交付申請	今回申請								
		既交付決定 増減								
3. 生物多様性保全回復整備事業	事業実施計画					1/2				
	交付申請	今回申請								
		既交付決定 増減								
合計	事業実施計画					/				
	交付申請	今回申請								
		既交付決定 増減								

- (注) 1. 「事業費(A) (事業実施計画) 欄は、地域自主戦略交付金制度要綱第5で規定する事業実施計画に記載された本年度事業費を記入すること。本年度事業費に変更があった場合は変更部分を2段書きとし、変更前の額を上段( )書きとすること。
2. 「事業費(A) (交付申請) 欄は、変更交付申請の場合は、変更後の額を「今回申請」に、変更前の額を「既交付決定」欄に記入し、その差額を「増減」欄に記入すること。
3. 「交付金交付額(E) 欄は、(C) 欄に記載された額に(D) 欄の交付率を乗じて得た額の範囲内の額を記入すること。
4. 「交付金交付額(E) 欄は、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てるものとする。
5. 「前年度における年度間調整額(国費) (F) 欄は、地域自主戦略交付金制度要綱第5で規定する事業実施計画に記載された額を記入すること。
6. 各欄とも消費税及び地方消費税相当額を含んだ額とすること。

別紙(2) 事業費内訳総括表

都道府県・指定都市名:

(単位:円)

区分	事業名	工事費						事務費 (別紙(3))	合計	備考
		本工事費	測量設計費	用地費及び補償費	機械器具費	営繕費	合計			
1. 国定公園等 整備事業										
2. 動物収容・ 譲渡対策施設 整備事業										
3. 生物多様性 保全回復整備 事業										
合計										

- (注) 1 各費目の積算額(変更交付申請の場合、着手済みの費目がある場合は契約額)を記入すること。  
 2 消費税及び地方消費税相当額を含めた額とすること。  
 3 変更交付申請の場合は、2段書きとし、変更前の額を上段( )書きとすること。  
 4 実績報告の場合は、2段書きとし、交付決定額(変更交付決定のある場合は、最終のもの)を上段( )書きとすること。  
 5 次の書類を添付すること。

【交付申請(変更交付申請)】

- ① 施行に伴う取り壊し物件又は移転物件内訳  
 ② 工事費内訳  
 ③ 関係図面  
 ④ 現況写真  
 ⑤ 公園計画及び事業決定等一覧表

【実績報告】

- ① 残存物件調書  
 ② 契約書等の写  
 ③ 検査調書の写  
 ④ 竣工写真等  
 ⑤ 完成図面  
 ⑥ その他参考書類

※添付書類様式

土地建物等買収費明細表、物件移転補償費等明細表、施工に伴う取り壊し及び移転物件内訳、公園計画及び事業決定等一覧表

※添付書類参考書式

本工事費内訳、測量設計費内訳、用地費及び補償費内訳、機械器具費内訳、営繕費内訳

別紙(3) 事務費内訳

区分:

(単位:円)

費目	細目		事務費	使途内訳
	節	細節		
旅費	旅費			
庁費	共済費	社会保険料		
	賃金			
	需用費			
		消耗品費		
		燃料費		
		印刷製本費		
		光熱水費		
		修繕費		
		食糧費		
	役務費			
		通信運搬費		
	手数料			
	委託料			
	使用料及び賃借料			
	備品購入費			
	小計			
	合計			

- (注) 1. 交付対象事業の区分ごとに作成すること。  
 2. 消費税及び地方消費税相当額を含めた額とすること。  
 3. 変更交付申請の場合は、2段書きとし、変更前の額を上段( )書きとすること。  
 4. 実績報告の場合は、2段書きとし、交付決定額(変更交付決定のある場合は、最終のもの)を上段( )書きとすること。

別紙(4)

平成 年度地域自主戦略交付金事業歳入歳出予算書(見込書)抜粋

(歳入)

(単位:千円)

款項目	節	予算現額					附記			
		当初 予算額	追加更正 予算額	繰越事業費 財源充当額	計	うち交付金相当分	事業名	事業名	事業名	計
							予算現額	予算現額	予算現額	
合計		0	0	0	0	0	0	0	0	0

(歳出)

款項目	節	予算現額				流用増減額	予算現額		附記										
		当初 予算額	追加更正 予算額	前年度繰越事業費 繰越額	うち交付金相当分		うち交付金相当分	区分	事業名	事業名	事業名	計							
									予算現額	予算現額	予算現額								
合計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

- (注) 1. 記載にあつては、当該年度の交付対象事業における全ての事業費を記載すること。  
 2. 歳入、歳出において、交付対象事業が複数ある場合は、附記欄ごとに内訳を記載すること。(別紙でも可)





添付書類様式2

物件移転補償費等明細表

図面対象番号	所在地	物件移転補償費								その他補償費					合計	氏名	
		建物				工作物		動産	その他	営業		仮住居		雑費・その他			
		用途構造	数量 単位	工法	金額	名称	数量 単位	金額	金額	金額	業種	金額	日数	金額			金額
例					円			円	円	円		円		円	円	円	円
1	〇〇町 〇〇番	木造店 舗	〇〇㎡	切取	〇〇〇 〇	へい	〇〇	〇〇〇 〇	〇〇〇 〇〇〇	〇〇〇 〇〇〇	タバコ 屋	〇〇〇 〇	〇〇	〇〇〇 〇	〇〇〇 〇〇〇	〇〇〇 〇〇	〇〇〇 〇
2	〇〇町 〇〇番	鉄骨倉 庫	〇〇㎡	解体	〇〇〇 〇	さく	〇〇	〇〇〇 〇	〇〇〇 〇〇〇	〇〇〇 〇〇〇							

- (備考) 1. 「用地費及び補償費内訳表」の「種別」欄の「物件移転補償費」の明細書とする。
2. 物件移転補償費の「その他」欄には立木竹、墳墓、道路占用物件等の移転について記載すること。
3. 「業種」欄には、営業の種類を記載すること。
4. その他補償費の「雑費その他」欄には、借家人補償、移転雑費補償等について記載すること。

添付書類様式3

施工に伴う取り壊し又は移転物件内訳

	物件の種類	設置年月	規模構造	耐用年数	管理主体	処分内容	設置時の工事費	物件の状況、処分の必要性
国庫補助分							円	
							円	
添付書類		1. 財産台帳の写し 2. 現況写真						

- (注) 1. 「処分内容」は、取り壊し又は移転と記載すること。  
 2. 「物件の状況、処分の必要性」は、耐用年数を残す物件についてのみ詳細に記載すること。

添付書類様式 4

公園計画及び事業決定等一覧表

1 国定公園に係る事業（生態系維持回復事業を除く）

公園名	事業名	保護計画			施設計画		事業決定			
		特別保護地区	特別地域	普通地域	施設計画名	決定日付及び番号	公園事業名	決定日付及び番号	第 号	
			1 2 3			平成 年 月 日	第 号		平成 年 月 日	第 号
			1 2 3			平成 年 月 日	第 号		平成 年 月 日	第 号
			1 2 3			平成 年 月 日	第 号		平成 年 月 日	第 号
			1 2 3			平成 年 月 日	第 号		平成 年 月 日	第 号
			1 2 3			平成 年 月 日	第 号		平成 年 月 日	第 号
			1 2 3			平成 年 月 日	第 号		平成 年 月 日	第 号

2 生態系維持回復事業（国定公園内の事業）

公園名	事業名	保護計画			生態系維持回復計画		生態系維持回復事業計画の策定			
		特別保護地区	特別地域	普通地域	計画名	決定日付及び番号	事業計画名	決定日付及び番号	第 号	
			1 2 3			平成 年 月 日	第 号		平成 年 月 日	第 号
			1 2 3			平成 年 月 日	第 号		平成 年 月 日	第 号
			1 2 3			平成 年 月 日	第 号		平成 年 月 日	第 号
			1 2 3			平成 年 月 日	第 号		平成 年 月 日	第 号
			1 2 3			平成 年 月 日	第 号		平成 年 月 日	第 号

【記入要領】

[ 1 国定公園に係る事業（生態系維持回復事業を除く） ]

- ・「保護計画」欄には、該当する地種区分の欄に○を記入すること。特別地域については、第1種特別地域の場合は1、第2種特別地域の場合は2、第3種特別地域の場合は3を○で囲むこと。複数の地種区分に該当する場合は、該当する欄の全てに○を記入すること。
- ・「施設計画名」欄には、該当する集団施設地区の名称もしくは単独施設の名称を記入すること。

[ 2 生態系維持回復事業（国定公園内の事業） ]

- ・「保護計画」欄には、該当する地種区分の欄に○を記入すること。特別地域については、第1種特別地域の場合は1、第2種特別地域の場合は2、第3種特別地域の場合は3を○で囲むこと。複数の地種区分に該当する場合は、該当する欄の全てに○を記入すること。

この表は、当該年度の交付対象事業において、新たな事業の追加がない限りは、年度内最初の交付申請に添付すれば足りるものとする。

添付書類参考書式

1 本工事費内訳

費目	工種	種別	細別	単位	数量	単価	金額	摘要
小計						円	円	
消費税相当額	—	—	—	—	—	—		
計								

(注) 工種、種別及び細別は本工事の積算を明らかにするため適正な区分により記載すること。

2 測量設計費内訳

費目	工種	種別	細別	単位	数量	単価	金額	摘要
小計						円	円	
消費税相当額	—	—	—	—	—	—		
計								

(注) 工種、種別及び細別は本工事の積算を明らかにするため適正な区分により記載すること。

3 用地費及び補償費内訳

種 別	細 別	単 位	数 量	単 価	金 額	備 考
土地買収費				円	円	
		m <sup>2</sup>				
建物等買収費						
	建物買収費 工作物買収費 立木買収費 .....	戸 件 件				
権利消滅費						
	地上権消滅費 永小作権消滅費 借地権消滅費 借家権消滅費	件 件 件 件				
権利制限料	.....					
物件移転補償費						
	物件移転補償費 工作物移転補償費 動産移転補償費 立木竹移転補償費 電柱移転補償費 .....	戸 件 件 件 件				
農業補償費		件				
漁業補償費						
残地等損失補償費						
	残地等損失補償費					
.....						
計						

(注) 用地取得費、立木補償、電柱移転等補償費内訳を記入すること。  
 ただし、補償工事については、「本工事費内訳」作成要領に準ずること。

#### 4 機械器具費内訳

費目	細別	形状規格 寸法	数量	単価	金額	摘要
小計				円	円	
消費税 相当額	—	—	—	—		
計						

- (注) 1. 「細別」欄には、購入、借上、修理、製作、運搬、据付撤去等の別を記載すること。  
2. 損料の場合は、「摘要」欄にその算出基礎を記載すること。

#### 5 営繕費内訳

費目	細別	単位	数量	単価	金額	摘要
小計				円	円	
消費税 相当額						
計						

- (注) 1. 「細別」欄には、新築、購入、借上、改築、製作、移転及び修理等の別を記載すること。  
2. 損料の場合は、「摘要」欄にその算出基礎を記載すること。

(様式2)変更交付申請書

文 書 番 号  
平成 年 月 日

環境大臣 殿

都道府県知事  
指定都市長

平成 年度地域自主戦略交付金の変更交付申請について

平成 年 月 日付け環自 発第 号をもって交付金の交付決定を受けた標記事業の変更交付を受けたいので、地域自主戦略交付金交付要綱第9条の規定により関係書類を添え申請します。

※(注) 交付決定済みの日付、番号は、当初のものを記載すること。



1 変更内容

(単位:円)

区分	要交付額	既交付決定額	差引追加交付所要額
1. 国定公園等整備事業	( )	( )	( )
2. 動物収容・譲渡対策施設整備事業	( )	( )	( )
3. 生物多様性保全回復整備事業	( )	( )	( )
合計	( )	( )	( )

※各欄の( )内は変更前の数値を記入すること。

2 変更理由

3 交付金所要額調書(別紙(1)のとおり)

4 事業費内訳総括表(別紙(2)のとおり)

5 事務費内訳(別紙(3)のとおり)

6 歳入歳出予算書(見込書)抜粋(別紙(4)のとおり)

7 その他添付書類

(注1) 変更理由は、(1)経費の配分変更、(2)その他(追加申請などの場合)に区分して具体的な理由を記入すること。

(注2) 交付金所要額調書(別紙(1))、事業費内訳総括表(別紙(2))、事務費内訳(別紙(3))及び歳入歳出予算書(見込書)抜粋(別紙(4))は、それぞれ様式1の別紙(1)、別紙(2)、別紙(3)及び別紙(4)に準じて作成すること。

(様式3)

## 地域自主戦略交付金事業 状況報告【平成 年度 月分】

平成 年度 予算分

都道府県・指定都市名:

(単位:円)

区分	交付決定済額		工期 (自)～(至)	契約状況				支出状況			
	事業費	国費		当該月 契約額	当該月 契約率	契約済額 (累計)	累計 契約率	当該月 支出額	当該月 支出率	支出済額 (累計)	累計 支出率
			～		%		%		%		%

- (注) 1. 当該年度当初予算分、当該年度補正予算分、前年度からの繰越予算分をそれぞれ別業で作成すること。  
2. 契約額は、国費を記入すること。(交付金事業者と請負者との間の契約済額で全体の事業費に対する交付額の比率により算定する。)  
3. 支出額は、国費を記入すること。(官署支出官都道府県会計管理者の支出済額を記入する。)  
4. 「契約済額(累計)」欄及び「支出済額(累計)」欄には、「当該月契約額」欄及び「当該月支出額」欄に計上した額も含むこと。  
5. 交付事業に係る事務費等請負契約の対象とならない経費については、官署支出官都道府県会計管理者が支出のときに当該支出額を契約額又は支出額として整理する。  
6. 契約率及び支出率は、小数点以下1位まで掲げるものとし、2位以下は切り捨てる。  
7. 前年度からの繰越予算分については、「交付決定済額」欄は繰越額を、「契約状況」及び「支出状況」欄は繰越後の執行額を記入すること。

(様式4) 事業の中止又は廃止申請書

文 書 番 号  
平成 年 月 日

環境大臣 殿

都道府県知事  
指定都市長

平成 年度地域自主戦略交付事業の中止(廃止)承認申請について

平成 年 月 日付け環自 発第 号をもって交付金の交付決定を受けた標記事業の中止(廃止)をしたいので、地域自主戦略交付金交付要綱第13条の規定により承認願いたく申請します。

- 1 中止(廃止)の理由
- 2 中止(廃止)後の措置

※(注) 交付決定済みの日付、番号は、当初のものを記載すること。

(様式5) 遅延報告書

文 書 番 号  
平成 年 月 日

環境大臣 殿

都道府県知事  
指定都市長

平成 年度地域自主戦略交付金遅延報告書

平成 年 月 日付け環自 発第 号をもって交付金の交付決定を受けた標記事業について、地域自主戦略交付金交付要綱第14条の規定により指示を求めます。

※(注) 交付決定済みの日付、番号は、当初のものを記載すること。

- 1 交付対象事業名
- 2 遅延の原因及び内容
- 3 交付決定額のうち遅延に係る金額
- 4 遅延の原因に対する措置
- 5 遅延等が交付対象事業に及ぼす影響
- 6 事業の遂行予定
- 7 事業完了予定期日  
変更前  
  
変更後

(注) 事業の進捗状況を示した工程表を当初と変更後を対比のうえ作成し、添付すること。

(様式6)実績報告

文 書 番 号  
平成 年 月 日

環境大臣 殿

都道府県知事  
指定都市長

平成 年度地域自主戦略交付金に係る事業実績報告について

平成 年 月 日付け環自 発第 号をもって交付金の交付決定を受けた標記事業について、当該年度分が終了したので、地域自主戦略交付金交付要綱第15条の規定に基づき、次のとおり関係書類を添えて報告します。

※(注) 交付決定済みの日付、番号は、当初のものを記載すること。

1 交付金精算額

(単位:円)

区分	交付決定額	交付金精算額	備考
1. 国定公園等整備事業			
2. 動物収容・譲渡対策施設整備事業			
3. 生物多様性保全回復整備事業			
合計			

※交付決定額欄について、変更交付決定のある場合は最終のものを記入すること。

2 交付金精算額調書(別紙(1)のとおり)

3 事業費内訳総括表(別紙(2)のとおり)

4 事務費内訳(別紙(3)のとおり)

5 歳入歳出決算書(見込書)抜粋(別紙(4)のとおり)

6 その他添付書類

(注) 事業費内訳総括表(別紙(2))及び事務費内訳(別紙(3))は、それぞれ様式1の別紙(2)及び別紙(3)に準じて作成すること。

別紙(4)

平成 年度地域自主戦略交付金事業歳入歳出決算書(見込書)抜粋

(歳入)

(単位:千円)

款項目	節	予算現額					収入済額 うち交付金相当分	不納欠損額	収入未済額 うち交付金相当分	歳入予算 額に比し収 入・済額 の差 (△は減)	うち交付金相当分	附記										
		当初 予算額	追加更正 予算額	繰越事業費 財源充当額	計							事業名		事業名		事業名		計				
						うち交付金相当分						予算現額	収入済額	予算現額	収入済額	予算現額	収入済額	予算現額	収入済額			
合計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(歳出)

款項目	節	予算現額					流用増減額	予算現額 うち交付金相当分	支出済額 うち交付金相当分	翌年度繰越事業費 うち交付金相当分	不用額 うち交付金相当分	区分	附記									
		当初 予算額	追加更正 予算額	前年度繰越 繰越額	計								事業名		事業名		事業名		計			
				繰越額 うち交付金相当分		うち交付金相当分							予算現額	支出済額	予算現額	支出済額	予算現額	支出済額	予算現額	支出済額		
合計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	工事費 事務費 合計	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	
												うち交付金相当分										

- (注)1. 予算現額については申請時の額を、支出済額には実際に支出した額を記載すること。  
 2. 繰越事業がある場合は「繰越事業のある初年度」分と「繰越事業の繰り越された年度」分に分けて作成すること。  
 3. 歳入、歳出において、交付対象事業が複数ある場合は、附記欄ごとに内訳を記載すること。(別紙でも可)



別紙(1)

## 交 付 金 精 算 額 調 書

都道府県・指定都市名：

(単位:円)

区分		事業費 (A)	寄付金その他の収入額等 (B)	交付対象事業費 (C) 【A-B】	交付率 (D)	交付金交付額 (E)	前年度における年度間調整額(国費) (F)	調整後の交付金交付額 (G) 【E-F】	交付金受入済額 (H)	差引過△不足額 (I) 【H-G】	翌年度における年度間調整額(国費) (J)	備考
1. 国定公園等整備事業	交付決定				45/100				/	/	/	
	実績報告											
2. 動物収容・譲渡対策施設整備事業	交付決定				1/2				/	/	/	
	実績報告											
3. 生物多様性保全回復整備事業	交付決定				1/2				/	/	/	
	実績報告											
合計	交付決定				/				/	/	/	
	実績報告											

- (注) 1. 「事業費(A) (実績報告) 欄には、当該年度において交付事業に要したすべての経費を記入すること。
2. 「交付金交付額(E) 欄は、(C) 欄に記載された額に(D) 欄の交付率を乗じて得た額の範囲内の額を記入すること。
3. 「交付金交付額(E) 欄は、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てるものとする。
4. 「交付金受入済額(H) 欄は、(G) 欄(交付決定)のうち実際に受け入れた額を記入すること。
5. 「前年度における年度間調整額(国費)(F) 欄は、地域自主戦略交付金制度要綱第5で規定する事業実施計画に記載された額を記入すること。
6. 各欄とも消費税及び地方消費税相当額を含んだ額とすること。
7. 変更交付決定のある場合には、その最終の額を記入すること。

(様式7)

## 地域自主戦略交付金調書

平成 年度  
環境省所管

国			都道府県・指定都市名										備考	
歳出予算科目	交付 決定額	国費 充当率	歳入			歳出								
			科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち交付金 相当額	支出済額	うち交付金 相当額	翌年度 繰越額	うち交付金 相当額		

- 「国」の「歳出予算科目」欄は項及び目を記載すること。なお、環境大臣が地域自主戦略交付金交付要綱又は交付条件等によって交付事業に要する経費の配分の変更について禁止し、又は環境大臣の承認を要するものと規定している場合においては、他に流用することについて禁止又は承認を要するものとして配分された経費に対する交付金の額の区分名を特掲し、その他の経費に対する交付金額は一括して「その他」の区分を用いて記載すること。
- 「都道府県・指定都市」の「科目」は、歳入にあつては款、項、目、節を、歳出にあつては款、項、目をそれぞれ記載すること。なお、歳出にあつては、前記1のなお書により国の歳出予算科目欄において交付事業に要する経費の配分に応じて交付金の額の区分名を記載する場合において、これに対応する経費の配分が目の内訳に係るときは当該経費の配分を目の内訳として記載すること。
- 「予算現額」は、歳入にあつては、当初予算額、追加補正予算額等の区分を、歳出にあつては当初予算額、追加補正予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分を明らかにして記載すること。
- 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記載すること。
- 交付事業の都道府県又は指定都市の歳出予算額の繰越が行われた場合における翌年度に行われる当該交付事業に係る交付金についての調書の作成は、本表に準ずること。この場合において、都道府県又は指定都市の歳入の「科目」に「前年度繰越分」を掲げる場合はその「予算現額」及び「収入済額」の数字の下欄に交付金額を内書( )をもって付記すること。